

東近江市立小中学校いじめ防止基本方針(大要)

1 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ・児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況および気持ちを理解しながら、その思いを聞き出すまで関わっていくことが重要である。
- ・「子ども目線」に立って、「いじめ防止対策基本推進法」(平成25年法律第71号)の第3条に規定する基本理念にのっとり、学校、家庭、地域社会と連携して、早期発見、早期解決に取り組む。

2 いじめの未然防止のための措置 (未然防止のための取組等)

- ・年間を通した予防的な取り組みを計画し、教職員が組織的に対応をする。
- ・平素から、教職員が相互に児童についての情報共有をする。
- ・道徳教育、人権教育等の充実を図り、豊かな心と人権を尊重する態度を育成する。
- ・学級活動、学年集会等を通じて、教職員がいじめ問題にふれ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ・児童一人ひとりを大切にしたい分、分かりやすい授業作りや、活躍できる集団作りに努め、自己有用感や自己肯定感が高められるような機会の設定に努める。
- ・家庭や地域との連携を図る。

3 早期発見のための措置 (いじめを見逃さない手立て等)

- ・教職員は、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもって関わる。また、いじめを受けた児童の側に立ち、積極的に認知する。
- ・教職員は、日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- ・児童の様子や状況を把握するため、定期的に「生活アンケート」を実施する。
- ・担任と児童との個人面談をする機会(「子どもと語る教育相談」)を設定する。
- ・保健室を利用する児童との関わりの中などで、いつもと何か違うと感じたときは、悩みを聞き、また、学級担任との連携を図る。
- ・教職員間の情報共有に日頃から努める。
- ・連絡帳や家庭訪問等を活用して、保護者との連携に努める。

4 いじめに対する措置 (発見したいじめに対する対処等)

- ・いじめと疑われる行為を発見したときには、その場で制止する。また、いじめではないかと相談や訴えがあった場合には、傾聴し、児童の安全を確保する。
- ・直ちにいじめ対策委員会を開き、事実確認をする。市教育委員会に報告するとともに、状況に応じて警察署や外部専門機関に連絡し、援助を求める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、受容的に事実を聞き取り、事実関係を保護者に伝える。また、複数の教職員で児童を見守り、落ち着いて学習や生活ができる環境を確保する。
- ・いじめを行った児童からは、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめの背景にも目を向けつつ、適切に指導を行う。また、保護者にも連絡をとり、協力して対応にあたるようにする。
- ・集団でいじめが起きたときは、自分のこととして捉えられるよう集団に対して指導を行う。

5 いじめ防止年間計画

月	学校体制 取組評価アンケート、組織会議、校内研修会、等	いじめの未然防止対策 「居場所づくり」「絆づくり」等	早期発見の手立て いじめアンケート、教育相談、等
4	年間計画の立案、作成	学級目標を設定しよう たてわり活動（はじめましての会）	生活アンケート
5	「子どもを語る会」で 児童理解	学校探検・先生探検（1年） 暗唱チャレンジ	教育相談
6		なかよし理解教育 平和学習（6年） つながりタイム	児童アンケート
7		たてわり活動 CAP学習（3年）	
8	教職員研修		
9		つながりタイム 「運動会」を通しての 学級・学年の取り組み	
10		つながりタイム 暗唱チャレンジ	
11		とぼうよ!なわとび ハッピーレター	担任と児童の子どもと 語る教育相談
12		たてわり活動 大凧づくり（6年） つながりタイム	
1		とぼうよ!なわとび つながりタイム 給食感謝週間 たてわり活動	
2	「子どもを語る会」で 児童理解	たてわり活動 （ありがとう6年生の会） 6年生を送る週間・送る会 5・5交流（5年）	児童アンケート
3	学校生活の約束の見直し		

【年間を通した取り組み】

- ・月2回の生活アンケート（全校児童対象）
- ・毎月、部会を開催し、職員間でいじめ等の生徒指導事案の共通理解を図る。